

各務原市少年自然の家運営委員会要綱

(平成29年2月20日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市少年自然の家条例（昭和55年条例第16号）第14条に規定する各務原市少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各務原市PTA連合会を代表する者
- (2) 各務原市スポーツ少年団本部長
- (3) 各務原市子ども会育成協議会長
- (4) 各務原市私立幼稚園連合会を代表する者
- (5) 各務原市教育委員会委員
- (6) 各務原市社会教育委員
- (7) 各務原市小学校校長会を代表する者
- (8) 各務原市中学校校長会を代表する者
- (9) 市議会経済教育常任委員会委員長
- (10) 各務原市健康福祉部こども政策課の職員

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合において最初に会議を開くときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴取することが

できる。

- 5 委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（庶務）

第5条 運営委員会の庶務は、各務原市少年自然の家において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。